下地小学校PTA会則

(名 称)

第1条 本会は下地小学校PTAと称し、事務局を下地小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は学校と家庭並びに地域が真に一体となって協力し、学校・家庭・地域に おける教育の振興と児童の福祉増進を図ることを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
 - (1) 学校教育の向上と充実に協力する事業
 - (2) 児童の福祉増進と生活環境をよくする事業
 - (3) 児童の生活一般の補導に関する事業
 - (4) 児童並びに会員の保健衛生に関する事業
 - (5) 学校の施設並びに環境の整備に関する事業
 - (6) 会員相互の親睦と研修に関する事業
 - (7) 児童の給食の充実に協力するための事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(方針)

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。

- 第5条 本会は、広く教育問題について討議し、また、その活動を助けること。ただし、 学校管理や人事に干渉してはならない。
- 第6条 本会は、自主的・独立的なもので、いかなる宗教的・政治的活動にも関与して はならない。

(部 会)

- 第7条 本会は、その目的を達成するために下記の部を置く。
 - (1) 総務部 ………… 企画, 庶務会計, その他会員に関すること
 - (2) 文化部 ………… 児童並びに会員の文化向上に関すること
 - (3) 環境整備部 …… 学校施設, 社会施設に関する研究並びに実施
 - (4) 厚生部 ………… 児童並びに会員の保健体育, 衛生, 教職に関する事項
 - (5) 校外指導部 …… 児童の健全育成、その他校外生活の指導に関する事項

(会員)

- 第8条 本会の会員は下記の通りとする。
 - (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者
 - (2) 本校の教職員
 - (3) 本会の趣旨に賛同する者
- 第9条 会員は、各自の希望する第7条のいずれに属するものとする。

(役員)

第10条 本会に下記の役員を置く。

(1)	相談	役	学	校	長
(2)	会	長	1	名	
(3)	副会	長	2	名	
(4)	運営委	員	若	干	名
(5)	常任委	員	若	干	名
(6)	各部委	員	若	干	名
(7)	監査委	員	2	名	
(8)	書	記	1	名	
(9)	会	計	1	名	

(役員の選出)

- 第11条 役員は下記の方法によって選出する。
 - (1) 会長・副会長・監査委員は、総会において選出する。
 - (2) 常任委委員は学級 P T A 会長, 副会長, 学校職員並びに会長・校長の推薦 する教育に熱意のある者とする。
 - (3) 運営委員は、会長、副会長、校長、教頭、各部の部長・副部長並びに校長の推薦する学校職員とする。
 - (4) 各部委員は、常任委員の中から会長が委嘱する。
 - (5) 会計・書記は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、会長・副会長・その他は1ヵ年とし、監査委員は2ヵ年とする。 ただし、留任することはできる。

(任期)

- 第13条 役員の任務は以下の通りとする。
 - (1) 会長は、本会を代表して会務を司り、諸会議の議長となる。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときにはその職務を代行する。
 - (3) 運営委員は、会運営の企画に当たる。
 - (4) 常任委員は、会務の執行に当たる。
 - (5) 各部委員は、その属する部の事項について執行する。
 - (6) 監査委員は、本会の会計を監査する。
 - (7) 会計は、本会の会計事務を司る。 予算執行において流用が必要と思われるときは、会長・校長の了解を得て、 事後、総会で承認を受けるものとする。
 - (8) 書記は、諸会合の通知並びに諸記録に当たる。

(会儀)

- 第14条 本会は、その運営上、下記の会議を開く。
 - (1)総 会 会 \cdots 年1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に 開くことができる。
 - (2) 運営委員会…… 会長が必要と認めたとき, 随時開くことができる。
 - (3) 常任委員会…… 毎学期1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
 - (4) 各部委員会…… 毎学期1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

(議決)

第15条 会議の議決は出席者の過半数で決め、賛否同数の場合は議長が決める。

(総会)

- 第16条 定期総会においては、下記の事項を行う。
 - (1)決算の承認,予算の承認
 - (2) 会務の報告
 - (3) 会則の改正
 - (4) その他必要な事項

(運営委員会)

第17条 運営委員会は、重要かつ緊急なる諸問題の資料収集と検討を行う。

(常任委員会)

第18条 常任委員会は、下記の事項を行う。ただし、総会を開くいとまのない時は、 総会に代えることができる。

(各部委員会)

第19条 各部委員会は、その部の属する事項について協議し、その計画を常任委員会 に提出し、承認を得て実施する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第22条 会費は一口300円とし、会員は1口以上加入するものとする。

(表彰)

第23条 本会に功労のあった者を表彰するものとする。 内規は別に定める。

(帳簿)

- 第24条 本会に下記の帳簿を備える。
 - (1) 会員名簿
 - (2)役員名簿
 - (3) 諸記録簿
 - (4) 会則
 - (5) 会計諸帳簿
 - (6)預金通帳
 - (7) その他必要な帳簿

附則

- (1) 本会の会則は1955年7月20日から施行する。
- (2) 昭和47 (1972) 年5月23日改正す。
- (3) 平成 6 (1996) 年5月28日改正す。(会費増額)
- (4) 平成23 (2011) 年4月17日改正す。(会費増額)
- (5) 平成24 (2012) 年5月 2日改正す。(役員の任期)

内 規

功労者表彰の細則

- (1) PTA役員として5カ年以上勤め、その活動に功績があり、執行部委員会で推薦された者。本校で勤務し本校で退職するもの。
- (2) 年限が5カ年に達していなくても、PTA執行部より推薦のあった者についても考慮させる。
- (3) 上記の事項に該当する者を、PTA会則第23条の規定により表彰する。
- ※ 昭和58年4月30日改正